

自転車指導啓発重点路線(守山警察署)

令和5年4月



①県道欲賀守山甲線（通称：語らい学び舎通り）
守山銀座西交差点～泉町交差点
➤選定理由
・周辺に公共施設が複数あり、送迎や通学での自転車利用者が多く、人通りも多い。

②市道駅前泉町線（通称：銀座通り）
守山駅前交差点～守山銀座西交差点
➤選定理由
・駅や商業施設が多くあり、通勤・通学、買い物等での自転車利用者が多く、右側通行や並進する自転車も多い。

①②の路線で、よく見られる
自転車利用者の違反形態

- 👉 歩道で徐行や一時停止をしない
- 👉 並進
- 👉 右側通行
- 👉 イヤホン使用
- 👉 携帯電話使用

禁止

★ 自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！★

1 歩道は、歩行者優先！

自転車が通行できる歩道でも、車道寄りをすぐに止まれるスピードで走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならない時は一時停止をしましょう。

2 並進は禁止！縦一列に並んで安全に走行しましょう

3 自転車は左側を通行

自転車は軽車両です。歩道と車道の区別のあるところは、原則として、車道の左側に寄って通行しなければなりません。右側通行は大変危険です。

4 イヤホンをつけての走行は危険！

イヤホン等を使用して交通に関する音又は声が聞こえないような状態で運転はやめましょう。

5 ながらの運転の禁止！

片手運転になったり、周りの危険を発見することが出来ず、重大な交通事故につながる危険な行為です。絶対にやめましょう。

自転車関連事故発生状況（H30～R4合計）

区分	守山警察署管内
自転車関連事故	281件

警察では、自転車運転者の違反等に対し、指導警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては検挙措置を講ずるなど、厳正に対処しています。

全体のうち、約6割（167件）が出会い頭事故となっており、自転車事故類型の1位となっています。次いで、約3割（79件）が右左折時の事故となっています。

